

高知県子どもの環境づくり推進委員会「子ども委員」選考要領

(目的)

第1条 高知県子ども条例第11条に基づき設置する高知県子どもの環境づくり推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）の委員のうち、子ども委員を募集・選考するに当たり必要な事項を定めます。

(子ども委員)

第2条 この要領において、子ども委員とは、任命される年の4月1日現在15歳以上18歳未満の者をいいます。

(募集方法)

第3条 募集方法は、高知県子どもの環境づくり推進委員会「子ども委員」募集要領（以下「募集要領」といいます。）によるものとします。

(選考委員会)

第4条 候補者の選考を適切に行うための機関として、子ども委員選考委員会設置要領に基づく子ども委員選考委員会（以下「選考委員会」といいます。）を置きます。

(子ども委員の選考及び委嘱)

第5条 選考委員会は、募集要領に従い提出された自己推薦書の審査（一次審査）及び自己推薦書による審査の上位成績者について面接審査（二次審査）を行い、適当と認められる者に順位をつけ、子ども委員の候補者名簿（以下「候補者名簿」といいます。）を作成し、知事に推薦するものとします。

2 知事は、選考委員会から提出された候補者名簿を基に子ども委員を委嘱するものとします。

3 知事は、一次審査の結果及び二次審査の結果を応募した県民に通知します。

(事務局)

第6条 子ども委員の選考の事務は、子ども・福祉政策部子育て支援課において処理します。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、子ども委員の選考において必要な事項は、知事が別に定めます。

附 則

この要領は、平成16年12月10日から施行します。

附 則

この要領は、平成19年4月16日から施行します。

附 則

この要領は、平成21年5月11日から施行します。

附 則

この要領は、平成26年5月8日から施行します。

附 則

この要領は、令和4年7月5日から施行します。